

(  新規 ,  変更・訂正 )

年 月 日

佐賀県信用保証協会 行

金融機関名

印

## 融資予定日及び終期確認書

信用保証を依頼した下記被保証人に対する貸付（割引）については、融資予定日及び期日を次のとおりとします。

被保証人名			
申込金額 (または保証金額)	円		
融資予定日 (始期)	年 月 日	※根保証で定める必要のある「元本確定期日」は終期の翌日となります。	
最終返済日 (終期) ※	年 月 日		

◆ 信用保証書の訂正・有効期限の延長が必要な場合は、をチェックしてください。

期日の変更・訂正のため、信用保証書の訂正をお願いします。

期日の変更・訂正のため、信用保証書の有効期限の延長をお願いします。

※信用保証書の効力延長承認申請書は不要です。

◆ お問い合わせ (必ずご確認下さい)

\* 本書については、利息制限法の改正に伴い、全ての根保証及び個別保証で貸付の最終期限（終期）を指定した保証（以下「確定日保証」といいます）とする場合、提出をお願いしております。

\* 個別保証については、原則として手形割引（個別）、流動資産担保融資保証（個別）以外では、確定日保証とせず期間保証（月数保証）として下さい。

\* 信用保証書の有効期限内であっても、本書でお届けいただいた融資予定日以前に貸付実行は行わないでください。保証条件（貸付条件）違反となります。

\* 期日（終期）が変更となる場合は、本書（変更・訂正をチェック）を再度ご提出下さい。保証決定後は、信用保証書の訂正を行う必要がありますので、お手元の信用保証書を添えてご提出下さい。

\* 融資予定日以降は速やかに貸付実行をお願いします。なお、融資予定日の翌日以降に貸付実行する場合であっても、終期に変更がない場合は、保証書の訂正は必要ありません。

\* なお、内容によっては、本書での変更を認めない場合もあります。